



入 団 の し お り



1	消防団とは	P 2
2	消防団の位置づけ	P 2
3	福岡市消防団の組織	P 3
4	消防団の階級	P 3
5	入団について	P 4
6	報酬及び費用弁償について	P 4
7	退職報償金について	P 4
8	貸与品について	P 5
9	災害出動について	P 5
1 0	年間スケジュール（主な活動内容）	P 6
1 1	消防団協力事業所表示制度	P 7
1 2	消防団応援の店	P 7
1 3	学生消防団活動認証制度	P 7
1 4	公務災害について	P 8
1 5	休団制度について	P 9
1 6	消防団員専用ページについて	P 9
1 7	消防団に関するQ&A	P10
1 8	入団の問い合わせ	P11

消防団について

1 消防団とは

実際にどのような所で活躍しているのか、どのような役割を持った組織なのかをご紹介します。

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担います。

また、近年では東日本大震災での活躍、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行されるなど、消防団への注目や必要性が高まっています。

さらに、全国的に女性の消防団への入団も増加しており、災害活動をはじめ、防火に関する広報活動、地域住民とともに防災について考え合う災害図上訓練（D I G）や応急手当の普及指導など、様々な活動において活躍しています。

2 消防団の位置づけ

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う非常勤特別職の地方公務員です。

(1) 市町村消防の原則

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有します。（消防組織法第6条）

(2) 市町村（消防本部、消防署、消防団）の役割

市町村は、消防機関の設置や管理・運営を行わなければなりません。

(3) 消防機関の概要

市町村は、消防事務を処理するための機関として、消防本部、消防署及び消防団のうち全部又は一部を設けなければなりません。（消防組織法第9条）

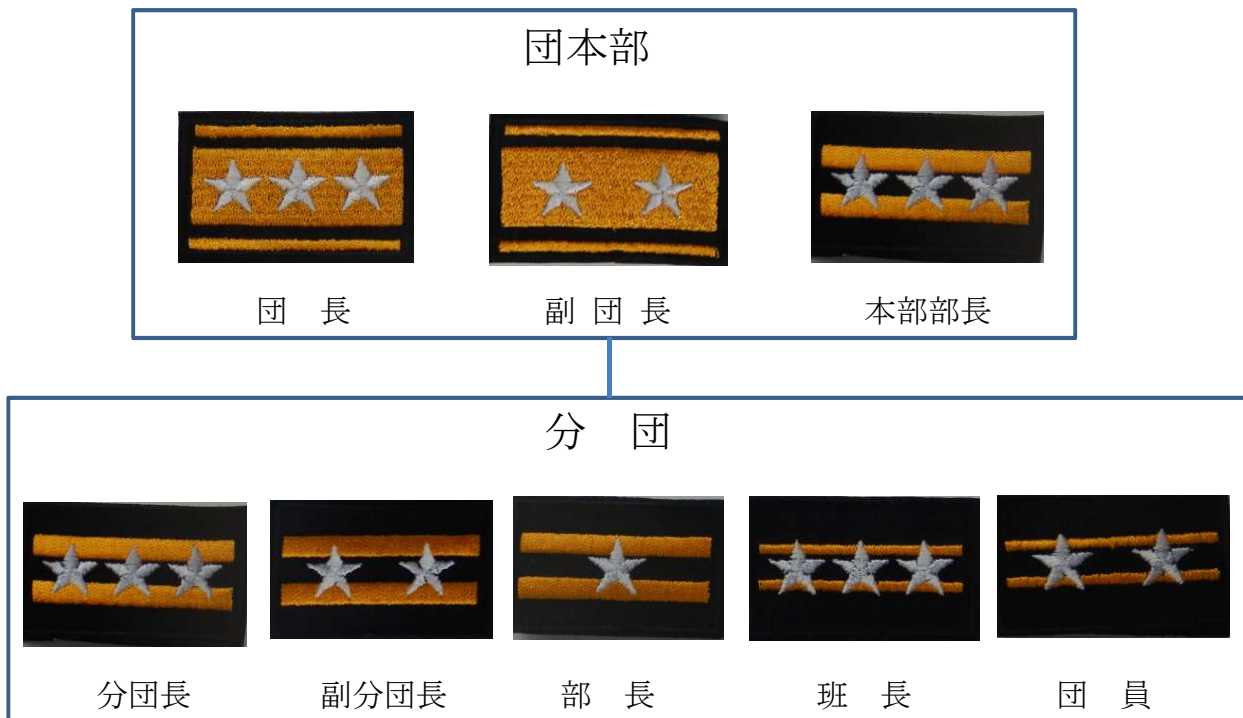


消防団について

3 福岡市消防団の組織



4 消防団の階級



※ 新入団時は、原則、「団員」階級からスタートします！

消防団について

5 入団について

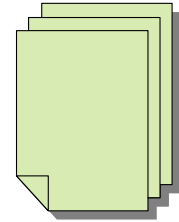
消防団には、男女を問わず自営業・会社員・主婦・大学生など様々な方が入団しています。

【入団資格】

- 市内に居住、勤務又は通学していること
 - 満 18 歳以上、65 歳以下であること
 - 心身ともに健康であること
- ※ 日本国籍を有する方に限ります。

【入団時に必要なもの】

- 入団願い（様式第 5 号、様式第 5 号別添様式）
- 口座振込依頼書（確認用の通帳のコピーも必要です）
- 住民票
- 個人番号（マイナンバー）※



※ 支給される報酬の一部は給与として取り扱うため、給与支払報告書などの法定調書のために必要です。

6 報酬及び費用弁償について

消防団活動による報酬及び費用弁償を、入団時に登録する口座に年 2 回（10 月及び翌年 4 月）支給します。

【報酬】

階級に応じた「年額報酬」と災害や訓練等の出動実績により支給する「出動報酬」があります。

【費用弁償】

災害や訓練等の出動実績に応じて、交通費を支給します。

年額報酬	団 長	82,500 円	副分団長	45,500 円
	副団長	69,000 円	部長・班長	37,000 円
	分団長	50,500 円	団 員	36,500 円
出動報酬	8,000 円/1 日			
費用弁償	200 円/1 回			

7 退職報償金について

消防団員として一定期間活動し、退団した方には、階級及び勤務年数に応じた退職報償金を支給しています。

消防団について

8 貸与品について

消防団活動に必要な被服等、様々なものが貸与されます。



〈活動服〉



〈略帽〉



〈保安帽〉



〈皮手袋〉



〈編上靴〉



〈防火衣(分団に配置)〉



〈防寒衣〉



〈制服(乙種衣)〉



〈制服(女性)〉

9 災害出動について

【災害時の連絡方法について】

出動区域の団員に対して、入団時に登録した電話番号に自動音声による一斉連絡があります。

希望される方は、メール機能により災害場所を地図でお知らせすることができます。手続き方法は、各消防団事務局までご連絡ください。

また、風水害などの自然災害の場合は、各分団の連絡体制により連絡があります。



(イメージ)

【自主参集について】

市域で震度6弱以上の地震が発生したことを覚知した時は、やむを得ない事情がある場合を除き、所属する分団車庫または格納庫へ自発的に参集しなければなりません。

消防団について

10 年間スケジュール（主な活動内容）

5月	新入団員教育	地域防災の担い手として、消防防災に関する基礎的な知識や消防技術や規律を学びます。
	女性消防団員教育	女性消防団員では、防火、防災に関する知識を学び、また救命講習などの指導要領を習得して、防火広報や救命講習などで活躍していただきます。
	機関員教育	消防車両や消防ポンプを運用するため、安全運転技術や機械器具の取扱い要領を学びます。
6月	初級幹部教育	消防団は階級制度があります。班長としての指導能力や専門知識・技術を学びます。
7月	広報等普及員教育	災害図上訓練(DIG)についての基礎的知識や指導要領を学びます。
9月	指揮幹部教育	分団長、副分団長、部長の階級者は災害現場等での指揮要領を学びます。
11月	秋の火災予防運動	全国的に行われている事業であり、期間中に火災予防の広報活動を行います。
12月	年末特別警戒	消防団車両等により、地域を巡ら警戒し火災の未然防止と火災の早期発見に努めています。
1月	消防出初式	新たに「市民の安全・安心を守りぬく」という決意をもって、消防の伝統、格式、魅力を市民に伝える行事です。一斉放水や伝統技術演技がとても魅力的です。
2月	春の火災予防運動	秋に行う広報活動に加え、西方沖地震を忘れないために、各分団車庫のサイレンを一斉吹鳴するとともに、防災訓練や啓発活動を行います。
年間を通じて行う行事		①火災に備える放水訓練や水難事故対応訓練等
		②地域で行わる催事での巡回警戒
		③地域イベントに参加し、防災啓発広報の実施
		④ DIG訓練(地域住民誰でも参加することができ、みんなで地図を囲み、災害発生時の対応を語りあうことで、「災害を知る」「まちを知る」「人を知る」ことにより、情報共有や助け合うことができる訓練)

消防団応援制度

1 1 消防団協力事業所表示制度

事業所が、従業員に対して福岡市の消防団への入団や活動がしやすい環境づくりなどの取り組みを行っている場合、消防団活動に協力する事業所として表示証を交付し、その貢献を社会的に評価する制度です。認定を受けると、福岡県や福岡市の入札で優遇措置を受けることができます。表示証交付の条件や交付後のメリット等の詳細については、『福岡市消防団協力事業所』で検索してください。



2次元コードから HP の案内をご確認いただけます。

1 2 消防団応援の店

消防団員が「福岡市消防団員カード」を提示することで、飲食店や物販店などから様々な特典やサービスなどを受けることができる制度です。

利用できる店舗は、右図 QR コードのHP内で確認できます。

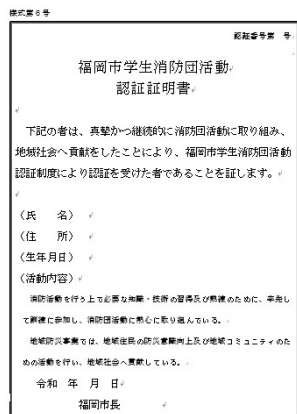


2次元コードから HP の案内をご確認いただけます。

1 3 学生消防団活動認証制度

消防団員として1年以上活動した大学生や専門学生には、福岡市長から地域への貢献を証明する「福岡市学生消防団活動認証証明書」を交付します。

就職活動時に企業に提出するなど、自己PRの材料として活用することができます。



2次元コードから HP の案内をご確認いただけます。

その他

1 4 公務災害について

消防団活動中に負傷した場合は、上席団員の命令による「公務遂行性」や公務に従事したことによる「公務起因性」の判断により公務災害として補償されます。

また、負傷した後についても、障害が残った場合や介護が必要な場合など、厚く補償されます。公務に関連して怪我した場合は、速やかに所属の分団長に相談してください。

なお、補償内容は、次のとおりです。

療養補償	(療養が必要なとき) 公務によりけがをしたり病気になったりした場合は、そのけがや病気が治るまでの間、処置や手術、入院の費用など療養に必要な費用が支給されます。
休業補償	(休業して給与などの収入が得られないとき) 療養のために仕事ができなくなり、給与などの収入が得られないときは、その仕事ができない期間に応じて支給されます。
傷病補償年金	(療養を開始してから1年6か月を経過しても、その疾病が治らず別に定める傷病等級に該当するとき) 負傷や疾病で療養の開始後1年6か月を経過しても、その疾病が治らず傷病等級の3級以上に該当する場合、その傷病が継続している期間、年金が支給されます。 福祉事業として疾病特別給付金、疾病特別支給金、奨学援護金、就労保育援護金に要する費用などが支給されます。
障害補償	(傷病が治った場合に、別に定める障害等級に該当するとき) 負傷や疾病にかかり、その傷病が治ったときに一定の障害が残った場合、その障害の程度に応じて年金(障害等級1～7級)か一時金(障害等級8～14級)が支給されます。 福祉事業として障害特別給付金、障害特別支給金、障害特別援護金、奨学援護金、就労保育援護金、外科後処置・補装後・リハビリテーション・アフターケアに要する費用などが支給されます。
介護補償	(自宅で療養し、介護を受けるとき) 自宅で療養し、介護を受け、一定の傷病・障害等級のうち、特定の障害に該当する場合に支給されます。
遺族補償 葬祭補償	(亡くなられたとき) 不幸にして亡くなられた場合は、その遺族に対して年金か一時金(団員等の死亡当時、遺族補償年金を受ける遺族がないとき)が支給されます。 福祉事業として遺族特別給付金、遺族特別支給金、遺族特別援護金・奨学援護金、就労保育援護金が支給されます。 また、遺族等で葬祭を行った人に対して、階級・勤務年数等によって、費用の一部が支給されます。
自動車等損害見舞金	消防団災害活動において、団員の方が使用した自家用車(原動機付自転車を含む。)に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を支給することによって団員の方の経済的負担を軽減することにより、活動環境の整備等を図るための事業です。 災害発生時等に緊急に自家用車を使用した場合や、平常時にやむを得ず自家用車を消防団活動(活動場所への単なる移動手段として使用する場合は除く。)に直接使用した場合等において生じた損害を対象とし、見舞金の額は修理費の額(3万円以上の額とする。)に応じて、最高10万円まで支給します。
賞じゅつ金制度	消防団員が災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡又は障害の状態となった場合に、危険の度合いなどの一定の基準によって算出した額(3千万円を限度)が支給されます。

その他

1 5 休団制度について

消防団員が療養、仕事、介護、育児等のやむを得ない事情により、長期間消防団活動に従事できない場合に、消防団員の身分を保持したまま、消防団活動を一定期間行わないことができる制度です。

項目	内容
休団要件	療養、仕事、介護、育児その他やむを得ない事由
休団期間	1年以内での取得を原則とし、3年を超えない範囲内で延長可能
休団手続き	休団の取得、延長、又は復帰の際は、事前に申請・承認が必要
身分・服務	休団中は消防団員の職務従事義務や居住地等の制限は適用除外
報酬	休団中は年額報酬・出動報酬のどちらも無支給
退職報償金	休団期間は退職報償金の算定根拠となる勤務年数から除算

1 6 消防団員専用ページについて

福岡市消防団員への重要なお知らせなどは消防団員専用ページに掲載しますので、各自でご確認ください。随時更新します。

【消防団員専用ページ】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/syobo/shobodan/shobodan/senyou.html>

【2次元コード】



その他

17 消防団に関するQ&A

Q：消防団と消防署ってどう違うの？

A：消防署は、常備の消防職員が常時消防業務に専念しているのに対し、消防団は日頃各々の職業（サラリーマン・自営業等）を持ちながら、災害時等には消防団員としてその対応に当たるのが一番の違いです。

Q：消防団員は全国でどれくらいいるの？

A：全国では、約80万人の消防団員が地域のために活動しています。
ちなみに、福岡市には約2,300人の消防団員がいます。



Q：火事や災害が起きたら、消防団はどんな活動をするの？

A：常備の消防職員と協力しての消火活動や、風水害時には水位の警戒や土のう積みなど様々な災害対応を行います。



Q：災害時以外にも活動はあるの？

A：災害対応のための訓練、機材の整備点検や、火災予防の普及活動や防火訪問等の予防広報など、災害時以外にも地域のための活動を行っています。



Q：訓練等はいつ行っているの？

A：消防団員は、仕事が休みの日や、仕事が終わった後などに集まって訓練等を行っています。

Q：女性にもできる活動はあるの？

A：災害活動をはじめ、広報活動、災害図上訓練（DIG）や応急手当の普及啓発活動等、多岐にわたって活躍できる活動があります。



その他

18 入団のお問い合わせ

入団を希望する方、興味がある方は、まずは下記のお問い合わせ先、又は消防団員募集のホームページ内にある「入団のお問い合わせフォーム」よりご連絡ください。

(注) 定員の状況によっては、入団できないことがあります。

【お問合せ先】

居住区 又は 通勤、通学先のある区	入団できる消防団	お問い合わせ先 (各消防団事務局)	電話番号
東区の方	東消防団	東消防署予防課	092-683-0119
博多区の方	博多消防団	博多消防署予防課	092-475-0119
中央区の方	中央消防団	中央消防署予防課	092-762-0119
南区の方	南消防団	南消防署予防課	092-541-0219
早良区・城南区の方	早良消防団	早良消防署予防課	092-821-0245
西区の方	西消防団	西消防署予防課	092-806-0642

水上消防団に関することは、消防局消防団課（092-725-6564）までお問い合わせください。

【消防団員募集ページURL】

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/syobo/shobodan/shobodan/senyou.html>

【2次元コード】



福岡市消防局 警防部消防団課 令和7年5月改訂